

1. 事業の必要性・概要

2011（平成23）年のCOP17において、全ての国に適用される法的枠組みを2015（平成27）年までに採択し、2020（平成32）年から発効させることが合意された。2014（平成26）年は、2015年合意に向けた交渉テキストの要素の検討が開始され、9月には首脳級の気候サミットが開催されるなど、国際交渉が本格化する年である。我が国としては、主要国の立場や主張の違いを的確に把握・分析し、法的枠組みのあり方や具体的な制度設計について積極的な提案を行うことが重要である。

また、2010（平成22）年のCOP16において採択されたカンクン合意は、我が国が目指す法的枠組みの土台となるものであるため、これに基づき開発途上諸国での排出削減を着実に実施することが重要である。そのために必要な能力向上や体制の構築等に資する取組を行う。

2. 事業計画（業務内容）

（1）国際交渉戦略検討事業

①将来枠組み検討経費

2015年合意に向けて我が国の交渉スタンスを決定する際の基礎とすべく必要なデータ・文献を収集し、各種の削減オプションにおける世界全体の社会・経済への影響や我が国としてのメリット・デメリット等を比較考量する等、検討を加速する。

②将来枠組みの構築に向けた戦略的対話・検討及び調査経費

将来枠組みにおける実効性あるMRV（測定・報告・検証）の仕組み等に関して各国・関係機関との意見交換を行いつつ我が国からの提案を発信するためのワークショップを新たに開催する。また、米国、中国、インド等の主要国との間で政策事例や研究成果を共有することにより、我が国の立場や主張への理解を促し、主要国が参加可能な望ましい枠組みのあり方を探る。

（2）カンクン合意の実施事業

①カンクン合意に基づく途上国支援事業

温室効果ガス削減対策や気候変動への適応策の立案・実施能力向上を目的にアジア太平洋諸国を対象としたセミナーを開催し、各国の政策動向等に関する意見交換等を行う。

②緩和・適応の実施のために必要な国際支援事業

カンクン合意により設立された緩和・適応の実施支援のための国際的な組織等の活動に貢献する。

3. 施策の効果

世界全体の温室効果ガス削減につながる公平かつ実効的な将来枠組みの構築に向けての貢献。

将来国際枠組みづくり推進経費

平成26年度予算(案)額
126百万円(117百万円)

支出予定先
: 民間団体等

年	国際交渉戦略の検討	カンクン合意の実施
2010 (H22)	COP16 カンクンでの合意	
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 排出削減対策の効果の国際的報告・検証制度の構築に合意 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各途上国が緩和行動を国際的に表明・実施する仕組みに合意(低炭素開発戦略の策定等) ▶ 適応対策を推進する「カンクン適応枠組み」を設立
2011 (H23)	COP17 ダーバンでの合意	
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 全ての国が参加する枠組みの2015年までの採択、2020年からの発効・実施に合意 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 緩和・MRV(測定・報告・検証)に関するガイドライン策定
2013 (H25)	COP19 ワルシャワでの合意	
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2015年のCOP21に十分先立って自主的に決定する約束草案を提示することを全ての国に招請 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 緩和・MRVの作業の詳細を決定 ▶ 温暖化被害に関するワルシャワ国際メカニズムを設立
2014 (H26)	国際交渉が本格化	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 各削減オプションにおける世界全体への影響や我が国のメリット・デメリットの比較 ● 将来枠組みにおける実効性あるMRVの仕組み等に関して、我が国からの提案を発信するワークショップ開催 ● 米国、中国、インド等との対話を通じ、主要国が参加可能な枠組みを検討 	<div style="text-align: center; border: 2px solid red; border-radius: 50%; padding: 5px; width: 30px; margin: 0 auto;">本事業</div> <ul style="list-style-type: none"> ● アジア太平洋セミナーを開催し、緩和行動の作成や適応対策等に関連した支援 ● 後発開発途上国において適応を実行に移すモデル計画を策定するための予備調査 ● 途上国ニーズに応じた環境技術・制度設計・リスク管理等の適応分野の議論に貢献

全ての国が参加する法的枠組みの構築に貢献